

令和7年度 ピアザ淡海利活用における事業者選定 支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

令和7年度ピアザ淡海利活用における事業者選定支援業務

2 業務の趣旨

本業務は、令和7年3月に策定した「ピアザ淡海のあり方方針」に基づき、ピアザ淡海について民間活力を活用した賑わい・交流の施設とするため、同施設の利活用を行う民間事業者の公募から契約締結までを円滑に行うため、その過程で必要となる各種資料の作成支援や助言等、必要な支援を求めるものである。

3 業務内容

別紙業務委託仕様書のとおり

4 予定価格

21,609,000円（消費税および地方消費税を含む）とする。

ただし、令和7年度の支払上限金額は12,711,000円とする。

5 参加資格

- (1) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に基づく競争入札参加資格者名簿（次の種目が希望営業種目の第1位、第2位、第3位のいずれかに登録されていること。大分類：役務、中分類：各種調査業務またはその他の役務の提供）に登録されている者。

なお、新たに競争入札参加者名簿への登録を受けようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただしこの場合は、当該公募型プロポーザルの手続に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL 077-528-4314

- (2) 個人情報の取り扱い等に留意し、業務内容について守秘義務を順守すること。

- (3) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

イ 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれかに該当する者

ウ 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中である者

6 スケジュール

令和7年4月22日（火） 公募開始

令和7年5月2日（金） 質問締切

令和7年5月9日（金） 質問回答

令和7年5月23日(金) 企画提案書等の提出
令和7年5月28日(水) プレゼンテーション審査

7 質問

質問がある場合は、令和7年5月2日(金)17時までに、別紙様式を「14連絡先」に記載する場所に対して提出する(電子メール可)とともに、提出した旨を連絡すること。

なお質問内容とその回答については、滋賀県ホームページの「ピアザ淡海のあり方検討」(<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/kenseiunei/shingikai/314817.html>)において、令和7年5月9日(金)までに公表する。

8 プロポーザル参加申込

次項の提出書類等を受領した段階で、本プロポーザルの参加申込があったものとする。

9 企画提案にかかる提出書類等

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類等を作成し提出すること。

提案は1者につき1案とする。

- (1) プロポーザル参加申請書(別紙様式)・正本(押印文書) 1部
- (2) 企画提案書(任意様式 A4版)・・・・・・・・・・10部
別紙業務委託仕様書4の「委託業務の内容」について、その要件を満たす調査・検討手法等について提案すること。
- (3) 事業費見積書(任意様式 A4版)・・・・・・・・・・10部
仕様書に掲げる業務委託について、着手から契約終了までに要する経費とその内訳を明記すること。
消費税および地方消費税を含むこと。(税額を明示すること)
- (4) 参考資料・・・・・・・・・・任意提出10部
本業務に類似した業務の過去の実績資料

10 提出

(1) 提出期限

令和7年5月23日(金)17時必着(土日祝日を除き、各日9時から17時まで)

※期限に遅れた場合は、いかなる場合も失格とする。

(2) 提出先

ピアザ淡海あり方検討会議事務局(滋賀県総務部総務事務・厚生課内)担当:城戸
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
TEL 077-528-3174

(3) 提出方法

上記(2)に示す場所への持参または簡易書留郵便による郵送とする。

※郵送の場合は受付期限までに到着するよう送付のこと

11 審査および契約予定者決定の方法

(1) 審査概要

ピアザ淡海あり方検討会議（以下、「検討会議」という。）が設置する審査会において、提出された企画提案書等により審査を行う。

(2) 審査方法

審査会（令和7年5月28日（水）午後を予定）において、以下の項目の審査基準に基づき企画提案書等の審査を行い、総合点の最も高かった者を本業務の契約予定者とする。ただし、総合点が60点未満の場合は、契約予定者としない。

評価項目		点数
事業への理解・知識	<ul style="list-style-type: none"> ・業務目的等仕様書の内容を的確に理解しているか。 ・ピアザ淡海に関する理解・知識を十分有しているか。 ・ホテルピアザびわ湖に関する理解・知識を十分有しているか。 	15
企画提案力	<ul style="list-style-type: none"> ・取組意欲が感じられ、提案内容に工夫が見られるか。 ・効果的な官民連携手法等の導入に向けた独自の提案があるか。 	25
具体性・実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・実施方法等が具体的で、実現性があるか。 ・提案者のノウハウや経験を活かした提案となっているか。 ・業務の全体スケジュールは適切か。 	25
業務遂行力	<ul style="list-style-type: none"> ・類似業務の実績があるか。 ・業務の実施体制は十分に整っているか。 ・業務の円滑な実施に必要な専門的知見や情報収集のためのネットワークを有しているか。 	25
経済性	<ul style="list-style-type: none"> ・委託額について経費節減を意識した見積り金額か。 	10
社会政策推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか、または、次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。 	1
社会政策推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高年齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。 	1
社会政策推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当するか。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている。 (2) 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している。 (3) 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている。 (4) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている。 	1

社会政策推進	・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
社会政策推進	・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか。 (1)国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証 (2)一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録 (3)特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 (4)一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	1
県内事業者育成	・滋賀県内に本店を有する者。	1
合計		106

- (3) 審査会においてプレゼンテーションを実施する（令和 7 年 5 月 28 日（水）午後を予定）。時間、場所等の詳細は参加申込書受付後、通知する。プレゼンテーションは提出する企画提案書を用いることとし、追加資料による説明は認めない。
- (4) 審査の結果については、全ての参加者に対して速やかに文書で結果を通知する。
- (5) 審査会後に企画提案内容についての具体的な内容や経費等を精査し、選定した契約予定者と速やかに契約協議を行う。その際、業務の実施方法や経費などについて条件を付したり、変更したりする場合がある。
- (6) この結果、業務内容および契約金額について合意に達した場合に委託契約を締結するものとする。
- (7) 協議が不調に終わり、契約に至らなかった場合には、審査結果において総合点が次に高い参加者を契約予定者として、協議を行うことがある。
- (8) 審査会で契約予定者に選定されなかった参加者は、通知を受けた日から起算して 5 日以内に書面（任意の様式）により、検討会議に対し、不採用の理由について説明を求めることができる。検討会議は説明を求める書面を受け取った日から起算して 5 日以内に当該説明を求めた参加者に対して書面により回答する。

12 失格

次の各号に該当した場合、失格になるので注意すること。

- (1) 提出期限等に遅れた場合
- (2) 提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に反した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 企画提案書の記載内容に実現不可能な項目が含まれていることが判明した場合

(5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

13 その他注意事項

- (1) 本プロポーザルに関連して、検討会議が参加者より提出を受ける全ての書類や資料の所有権は検討会議にあるものとし、返却はしない。
- (2) 提出書類の作成に生じた経費および参加に要する経費は全て各参加者の負担となる。
- (3) 提出書類を受理した後の加筆および修正は認められない。
- (4) 契約後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、また、参加資格を有していないことが判明した場合は、契約の解除となる。
- (5) 委託料の支払いについては、委託業務終了後に精算払いとする。
- (6) 手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限定する。
- (7) 提出書類の記載事項について、検討会議が参加者に無断で他の目的に使用することはない。
- (8) 提出書類作成時において入手した参加者独自の情報、個人情報は適正に管理し、情報漏えいや不正使用を行わないよう留意すること。
- (9) 業務完了前に消費税や地方消費税の税率に変更がある場合は、変更後の率で算出した金額に変更する契約を締結する。

14 連絡先

ピアザ淡海あり方検討会議事務局（滋賀県総務部総務事務・厚生課内）担当：城戸
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
TEL 077-528-3174
Eメール kyosai@pref.shiga.lg.jp